

鑑定についてのおたずね

神戸家庭裁判所

神戸家庭裁判所管内支部，出張所

この書面を記入される際に、「診断書(成年後見用)の作成を依頼された医師の方へ」
をご参照ください。

- 1 鑑定について（該当事項に□にチェックを付けたり，記入してください。）

☐ 家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料(検査料・諸経費等は含まない)は 万円引き受ける。

(一般的には、3万～5万円でお引き受けいただいておりますが、5万円を超える場合でも10万円以内に収まる費用でお引き受けいただいております。)

(2) 鑑定期間は、約 日間必要である。

(一般的には、約1か月以内に鑑定書を提出いただいています。)

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

☐希望する。 ☐希望しない。

(4) 書類の送付先

☐ 診断書記載の病院等の所在地と同じ。

☐ 下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

TEL

所在地 干

(5) 鑑定料の振込先

☐ 個人

☐ 法人☐ 鑑定を引き受けることはできない。理由（ ）

☐ 鑑定を引き受けることができないが、下記の医師を紹介する。

氏 名

病院等の名称

所在地

TEL

- 2 その他、家庭裁判所に対する連絡事項等があれば、ご記入ください。

平成 年 月 日

回答者氏名

印